(2)　ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(ii)

(一)　要介護１	819単位
(二)　要介護２	919単位
(三)　要介護３	1,135単位
(四)　要介護４	1,227単位
(五)　要介護５	1,310単位

ヘ　ユニット型特別介護医療院サービス費（１日につき）

(1)　ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費

(一)　ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(i)

a　要介護１	770単位
b　要介護２	870単位
c　要介護３	1,089単位
d　要介護４	1,181単位
e　要介護５	1,264単位

(二)　ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ii)

a　要介護１	770単位
b　要介護２	870単位
c　要介護３	1,089単位
d　要介護４	1,181単位
e　要介護５	1,264単位

(2)　ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費

(一)　ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(i)

a　要介護１	778単位
b　要介護２	873単位
c　要介護３	1,078単位
d　要介護４	1,166単位
e　要介護５	1,244単位

(二)　ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ii)

a　要介護１	778単位
b　要介護２	873単位
c　要介護３	1,078単位
d　要介護４	1,166単位
e　要介護５	1,244単位

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護医療院における当該届出に係る療養棟（１又は複数の療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第５号）第３条第１号に規定する療養床をいう。）により一体的に構成される場所をいう。）において、介護医療院サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。